

越生町立小・中学校におけるカスタマー・ハラスメントの防止等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、越生町立小・中学校の教職員（以下「教職員」という。）の人格が尊重され、教職員の十分な勤務能率の発揮と公務の円滑な運営を確保するとともに、働きやすい良好な勤務環境づくりを促進することを目的として、カスタマー・ハラスメントの防止及びカスタマー・ハラスメントが生じた場合に適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「カスタマー・ハラスメント」とは、教職員の職務に係る保護者等からの言動であって、教職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えるものにより、教職員が精神的若しくは身体的な苦痛を与えられ、教職員の人格若しくは尊厳が害され、又は教職員の勤務環境（就業環境）が害されることをいう。

(校長の責務)

第3条 校長は、教職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、カスタマー・ハラスメントの防止に関し、必要な措置を講ずるとともに、カスタマー・ハラスメントが生じた場合においては、組織として対応するための必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 校長は、カスタマー・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他カスタマー・ハラスメントが生じた場合の教職員の対応に起因して当該教職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

(教職員の責務)

第4条 教職員は、その職務において、カスタマー・ハラスメントを生じさせる言動をしてはならない。

2 教職員は、次条第1項の教育長が定める事項を十分認識して行動するよう努めなければならない。

3 教頭は、カスタマー・ハラスメントが生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じるとともに、カスタマー・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が教職員からなされた場合には、苦情相談に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(教職員の認識すべき事項)

第5条 教育長は、カスタマー・ハラスメントに関する問題等に適切に対応するために教職員が認識すべき事項について定めるものとする。

2 校長は、教職員に対し、前項の教育長が定める事項の周知徹底を図らなければならない。

(研修の実施)

第6条 校長は、カスタマー・ハラスメントの防止及びカスタマー・ハラスメントが生じた場合の対応（以下「カスタマー・ハラスメントの防止等」という。）のため、教職員の意識の啓発及び知識の向上を図るものとする。

2 校長は、カスタマー・ハラスメントの防止等のため、教職員に対し、必要な研修を実施するものとする。

(カスタマー・ハラスメント防止推進員の設置)

第7条 校長は、教職員の中からカスタマー・ハラスメント防止推進員（以下「カスハラ防止推進員」という。）を2名指名し、所属内におけるカスタマー・ハラスメント防止対策等を講じるものとする。

2 カスハラ防止推進員は、第5条第1項及び第9条第1項の教育長が定める事項を踏まえ、カスタマー・ハラスメントの防止等に関する教職員への意識啓発を図るとともに、苦情相談に対応するものとする。

3 校長は、カスハラ防止推進員と連携を図りながら、第5条第1項及び第9条第1項の教育長が定める事項を踏まえ、所属教職員へのカスタマー・ハラスメントの防止等に関する研修等の実施及び所属教職員からの苦情相談に真摯かつ迅速に対応するものとする。

(苦情相談への対応)

第8条 校長は、苦情相談が教職員からなされた場合に対応するため、カスハラ防止推進員、管理職等からなる委員会（以下「委員会」という。）を置き、必要な措置を講ずるものとする。

2 校長は、教職員から苦情相談がなされた場合、必要に応じて越生町教育委員会に対して、埼玉県教育委員会の「学校問題解決のためのスクールロイヤー活用事業」の活用、又は越生町が契約する顧問弁護士等の専門家との相談について、要請を行うことができる。

3 苦情相談を受ける委員会は、苦情相談に係る問題の事実関係の詳細な確認を行うとともに、相談を行った教職員に対する助言等により、当該問題に迅速かつ適切に対応するように努めるものとする。この場合において、委員会は、次条第1項の教育長が定める事項に十分留意しなければならない。

4 教育長は、教職員が他の任命権者に属する職員（以下「他任命権者の職員」という。）からカスタマー・ハラスメントを生じさせる言動を受けたとされる場合には、当該他任

命権者の職員に係る他任命権者の長に対し、当該他任命権者の職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該他任命権者の職員に対する指導等の対応を行うよう求めるものとする。

（苦情相談に関する事項）

第9条 教育長は、委員会がカスタマー・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項を定めるものとする。

2 校長は、委員会に対し、前項の事項の周知徹底を図るものとする。

（懲戒処分等）

第10条 教育長又はその命を受けたものは、教職員のカスタマー・ハラスメントの態様が信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当すると認めるときは、その程度に応じ、当該教職員に対し、必要な措置を講じるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、カスタマー・ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。